

安全保障理事会決議 1841 (2008)

2008年10月15日、安全保障理事会第5996回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの情勢に関する従前の決議、とりわけ諸決議、2008年7月31日の1828(2008)、2007年9月31日の1779(2007)、2007年7月31日の1769(2007)、2006年9月29日の1713(2006)、2006年4月25日の1672(2006)、2006年3月29日の1665(2006)、2005年12月21日の1651(2005)、2005年3月29日の1591(2005)および2004年7月30日の1556(2004)ならびにスーダンに関する議長声明を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に関する公約を再確認し、また、当該地域における各国の間の関係においての、近隣との良好な関係、不干渉および協力の諸原則の重要性を想起し、

スーダン全土での平和という目的、2005年1月9日の包括和平協定の完全な履行、ダルフルールにおける紛争の解決に向けての当事者間での合意された枠組み（ダルフルール和平協定）の完全な履行、およびダルフルールにおける暴力と残虐行為の終結への確固たる公約を再び強調し、

ダルフルールにおける平和と安定の回復のために政治プロセスを促進する重要性を繰り返し表明し、また、まだ交渉へ参加することに合意していない当事者に対し、ただちにそうするように、また、すべての紛争当事者に、プロセスに十分かつ建設的に取り組み、アフリカ連合／国際連合のジブリ・バソール主任仲介者に協力するよう強く促し、

ダルフルール和平協定により提供された、ダルフルールの永続的な政治的解決および持続的な安全保障への基礎に対する信頼を繰り返し表明し、署名者によって協定が十分に履行されていないことおよびダルフルールの紛争のすべての当事者が署名しているわけではないことを憂慮し、

現在進行している暴力、無法およびその結果としての人道的状況の悪化に強い懸念を持って留意し、また、市民および人道援助要員の安全ならびに困窮している民衆への人道的なアクセスについて深い懸念を繰り返し表明し、攻撃的な行動を即時に停止し、また、さらなる暴力的な攻撃を差し控えるようダルフルールのすべての当事者に要求し、

紛争のいかなる勢力によっても、ダルフルールにおいて、白色の航空機もしくは国際連合の航空機のそれに類似した標識を付けた航空機の空爆あるいは使用が行なわれないよう要求し、また、自制を働かせ、軍事的な行動を停止するよう紛争の当事者に要求し、

ダルフルールの平和と安定を促進するための、アフリカ連合のアフリカ連合／国際連合同主任仲介者、国際連合事務総長、アラブ連盟加盟国、および当該地域の指導者達の努力を賞賛し、また、十分な支援を繰り返し表明し、ダルフルールにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)の完全かつ迅速な展開を期待し、また、アフリカ連合／国際連合

主導の仲介の下での政治プロセスへの強力な支援を表明し、

決議 1591(2005)の第 3 項 (b) に従って事務総長により任命され、1651(2005)、1665(2006)、1713(2006)および 1779(2007)の諸決議により延長された専門家パネルによる 2008 年 5 月 27 日の中間報告を想起し、また、パネルの最終報告書(S/2008/647、添付資料)に留意し、また、パネルの勧告をさらに検討し、適切な次の措置を考慮する意向を表明し、

国際連合の活動およびそれらの活動に従事する要員に適用される特権および免除に関する憲章の条項、ならびに国際連合の特権及び免除に関する条約を尊重する必要性を強調し、スーダンにおける事態が依然として国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 初めは決議 1591(2005)に従って事務総長により任命され、1651(2005)、1665(2006)、1713(2006)および 1779(2007)の諸決議により延長された現行の専門家パネルの職務権限を 2009 年 10 月 15 日まで延長することを決定し、また、事務総長に対し、必要な行政的な措置をとるよう要請する。
2. 専門家パネルに対し、決議 1591(2005)の第 3 項(a)に従って設置された委員会に対し、2009 年 3 月 29 日より前にその活動についての中間の状況説明を行い、また、この決議の採択から 90 日経過以前に暫定報告書を提供し、そして、その職務権限の終了する 30 日前より以前に安保理に対し、その見解と勧告を含む最終報告書を提供するよう要請する。
3. 専門家パネルに対し、適切にその活動を、ダルフールにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)の活動およびダルフールにおける政治プロセスを促進するための国際的な取り組みと調整し、また、その暫定報告書ならびに最終報告書において、決議 1556(2004)の第 7 項および第 8 項、ならびに決議 1591(2005)の第 7 項により課された措置に対するすべての当事者による違反の削減へ向けての進展、そして、政治プロセスへの妨害とダルフールおよび当該地域における安定への脅威、ならびに上記の諸決議に対するその他の違反の削減へ向けての進展を評価するよう要請する。
4. すべての国家、関連する国際連合の組織、アフリカ連合および他の利害関係者に対し、委員会ならびに専門家パネルと、とりわけ決議 1591(2005)および決議 1556(2004)により課された措置の実施についての、譲渡可能なあらゆる情報を提供することにより、十分に協力するよう促す。
5. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。